

英国の船員教育・海技資格制度

日本海事新聞 202302
日本海事センター 企画研究部
主任研究員 野村撰雄
専門調査員 田中大二郎

1. はじめに

2020年に欧州連合（EU）を離脱した英国は、2018年2月に総合的政策集である『マリタイム 2050』において、海事産業の発展のために2050年に向けて、貿易、環境、テクノロジー、インフラ、人材、セキュリティ・レジリエンスを柱とする戦略を打ち出した。人材については、育成の方法やキャリアの発展、とりわけ若者に海事産業での役割を鼓吹して才能ある人々を引き入れることや、陸上職を含め海事産業労働者を保護するための社会的枠組みを追求することの必要性が述べられている。海事産業界の統括組織であるマリタイム UK と運輸省とは、2020年7月には海洋担当大臣を中心とする「海事スキルコミッション」を新たに設置し、その教育改革部会は、2021年6月に職員候補生の訓練に関してリーダーシップや自己管理スキルの重視、シミュレータの活用、船員教育の特殊性の見直しなど23に及ぶ提言を行い、より魅力的な教育訓練内容を目指すことを謳っている。

英国では、海運強化策としてのトン数標準税制に船員訓練要件を組み込んでいるなど（本紙2023年1月26日付5面の拙稿参照）、海運政策にも船員の教育や確保に関する意識が確固としてある。本稿では、当センターが今年度行っている調査に基づき、英国の外航船員の教育・資格制度について解説する。

2. 船員教育制度

(1) 学校教育制度

英国の学校教育制度について、イングランドを例に紹介する。義務教育期間は、従来5歳から16歳になるまでの11年間だったが、2015年に18歳になるまでの13年間に延長された。これは、若者の教育期間を長く保障することで、ニート層の縮小を意図した変更である。義務教育期間には、ホームエデュケーションと呼ばれる在宅学習も法的に認められ、一定の広がりを見せている。

初等教育はプライマリースクールで5歳から11歳になるまで、中等教育はセカンダリースクールで11歳から16歳になるまでそれぞれ行われる。中等教育の課程を終えて英国教育省による中等教育修了試験（GCSE 試験）に合格すると、高等学校卒業相当の資格が付与される。その後18歳になるまでの2年間の過ごし方には一般的に3つのパターンがあり、①フルタイムの教育を受ける、②継続教育と呼ばれる教育訓練を受ける、③パートタイムの教育を受けながら20時間以上の就労もしくはボランティアに従事する、である。

大学への進学希望者は、フルタイム教育である準備学級で学び、大学入学審査に必要な科目群について一般教育修了上級レベル試験（A レベル試験）の合格を目指す。大学の学部課程は通常3年制であり、大学院の修士課程は通常1年制、また、博士課程は通常3～4年制である。

16歳から継続教育に進んだ場合、主に2年制の継続教育カレッジにおいてディプロマや学位を取得する。継続教育カレッジでは、A レベル試験合格を必要としない基礎学位（FD）コースと、少なくとも1科目のA レベル試験合格が必要な高等全国ディプロマ（HND）コースの2つがある。HND コースは、FD コースよりも実務的な職業資格取得課程として認知されている。継続教育カレッジは1944年の教育法に基づいて設置されて以来、産業界のさまざまな領域に高度な専門人材を供給してきた。船舶職員養成課程を設置する海事系大学も継続教育カレッジに分類される。運輸省下の海事沿岸警備庁（MCA）が承認している海事系大学は、2021年時点で英国内に10校、国外（トリニダード・トバ

ゴ)に1校ある。

海事沿岸警備庁は、「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に基づき船員の能力証明の取得につながる教育・訓練を提供する海事系大学を監督するとともに、海技資格の口述試験を実施している。その他に船員の教育・訓練に重要な役割を果たしている組織として、商船訓練評議会(MNTB)がある。同評議会は、官労使が1942年に設置して以来、「海運部門の教育、訓練及びスキルの促進と発展」を担う任意団体であり、海事沿岸警備庁と連携してSTCW条約の要件が満たされるよう、職員候補生の訓練プログラムや乗船実習時の訓練記録簿の承認を行っている。

(2) 船舶職員養成課程

継続教育カレッジは通常2年制であるが、海事系大学は12か月以上の乗船実習を組み込んでいるために3年制である。海事系大学は、FDコースとして、基本的に座学と乗船とを交互に組み合わせた課程を提供している。例えばサウサンプトンの南東約12km、ハンブル川河口にある1909年創設のウォーザッシュ海事アカデミーは、甲板部職員養成課程にあっては、第1段階として座学教育23週間、第2段階として乗船実習27週間、第3段階として座学教育16週間、第4段階として乗船実習49週間、第5段階として座学教育28週間によって構成されている(表参照)。乗船実習は、いずれの海事系大学も練習船を所有していないため、商船において商船訓練評議会が認定した訓練記録簿を用いて行われる。3年間の課程を終えてFDを取得した者は、甲板部当直担当職員資格のための筆記試験を免除され、口述試験に合格すれば当該資格を取得できる。また、基礎学位の課程修了者は、海事科学分野の追加的な1年課程を修了すれば、学士号B Scを取得できる。

HNDコースにおいて所定の成績以上で修了した者は、一等航海士及び船長資格のために必要となる学科試験が全て免除される。HNDコースの修了者は、FDコース修了者と同様に海事科学分野の学士課程に進学することもできる。

3. 海技資格制度

STCW条約に則った外航船舶職員資格のうち海域無制限のものとしては、甲板部には、「甲板部当直担当職員資格」、「総トン数3,000トン未満の船舶の一等航海士資格」、「総トン数3,000トン未満の船舶の船長資格」、「一等航海士資格」、「船長資格」、機関部には、「機関部当直担当職員」、「3,000kW未満の推進出力の船舶の一等機関士資格」、「3,000kW未満の推進出力の船舶の機関長資格」、「一等機関士資格」、「機関長資格」、そして「電気技士資格」の計11種類がある。なお、機関部職員資格には、ディーゼルエンジン船と蒸気タービン船の区別があり、教育訓練履歴に応じていずれかが付与される。これらの両方の資格を得るためには、必要な海上航行業務及び試験を経て「複合裏書」を取得しなければならない。

最初に甲板部のキャリアパスを見ると、甲板部当直担当職員資格の受験資格を得るには、海事系大学において12か月以上の乗船実習を含む3年制の船舶職員養成課程教育訓練を修了していること、当直業務6か月を含む36か月以上の乗船経験を有すること、又は48か月以上の乗船経験を有することのいずれかが必要である(図参照)。資格試験は、スコットランド資格局による筆記試験と海事沿岸警備庁による口述試験とから成るが、上述の通り、海事系大学のFD取得者は筆記試験が免除される。また、海事沿岸警備庁が海事産業界と職員候補生向けのシミュレータ活用プログラムを検討した結果、2022年12月以降、「ブリッジ当直スキルのシミュレータコース」(20日間)の導入が目指されており、これにより最大60日分の海上航行業務が代替される。

次いで一等航海士資格を取得するには、甲板部当直担当職員資格を有した上で12か月以上の海上航行業務を経て、スコットランド資格局による筆記試験及び海事沿岸警備庁による口述試験に合格しなければならない。海事系大学のHND取得者の一部は、上述の通り筆記試験が免除される。

そして、船長資格を取得するには、甲板部当直担当職員資格を受有して36か月以上の

当直担当業務に就くか、一等航海士として 12 か月以上の海上航行業務を含む 24 か月以上の海上航行業務を行うか、いずれかの履歴を経て海事沿岸警備庁による口述試験に合格しなければならない。

次に機関部のキャリアパスを見ると、機関部当直担当職員資格の受験資格を得るためには、①海事系大学において 12 か月以上の乗船実習（6 か月以上の当直業務を含み、また、残りの 6 か月については、所定の陸上業務で代替可能。）を含む 3 年制の船舶職員養成課程を修了すること、②船員経験者プログラムを修了していること、又は③代替ルート（適切なエンジニア向け実習を修了した有資格エンジニア向け。）を経ていることのいずれかが必要である。このうち船員経験者プログラムとは、24 か月以上の乗船経験を有する船員が海事系大学の特別プログラムを修了した場合に、更に 9 か月以上の海上航行業務に就けば当該資格の受験資格を認めるものである。資格試験は、国際海事機関協（IAMI）による筆記試験と海事沿岸警備庁による口述試験とから成り、海事系大学の FD 取得者は筆記試験が免除される。

次いで一等機関士の資格を取得するには、機関部当直担当職員資格を受有した上で、750kW 以上の推進出力の船舶に 12 か月以上の海上航行業務を経た後、スコットランド資格局による筆記試験及び海事沿岸警備庁による口述試験に合格しなければならない。

機関長資格を取得するには、機関部当直担当職員資格を受有して 3,000kW 以上の推進出力の船舶での当直業務 18 か月を含む 36 か月以上の海上航行業務を経るか、又は一等機関士として 12 か月の海上航行業務を経るかして、スコットランド資格局による筆記試験及び海事沿岸警備庁による口述試験に合格しなければならない。但し、2017 年に一等機関士資格及び機関長資格のための筆記試験が統合されたため、一等機関士資格の受有者は、機関長の資格取得に際して筆記試験を受験する必要がなくなった。

4. おわりに

冒頭で触れた『マリタイム 2050』では、英国の海事産業とは「英国経済が依存する活力ある部門」であって、輸出入の最大 95%が海を通じて行われているにもかかわらず、その重要性が人々にほとんど知られておらず、そのために海事部門の幅広いキャリアの機会が認識されづらいことを述べている。国家経済の根幹を担う海事産業の重要性が国民の間でなかなか認識されないことから、海事産業の仕事の魅力が共有されず、ひいては海事産業に進む人的リソースも限られてしまうという問題意識が見て取れる。

翻って日本に目を向けると同様の悩みがないとは言いきれない現況では、今後英国が中長期的な視点から若者層を海事産業にリクルートするために打ち出す政策や、それに関連して船員教育・海技資格制度の従来体制からの脱却を図る政策は、注目に値する。日本が海事分野での人材獲得を進めることについて示唆を得られることであろう。

【表：ウォーザッシュ海事アカデミーの履修内容】

	期間	履修内容
第1段階	23週間	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生週間、海運産業への導入教育 ・学位プログラム入学のための成績評価 ・STCW条約関係の事前短期コース6日間
第2段階	27週間	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船実習（運用レベル） ・商船訓練評議会（MNTB）の甲板部訓練記録簿
第3段階	16週間	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学位レベル5ユニット（各20単位）：上級ブリッジマネジメント、上級航海術、貨物の輸送、マネジメント実務。 ・航路標識、レーダー及びARPAシミュレーションの理論と実践（ECDISを含む）（4週間）。
第4段階	49週間	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船実習（管理レベル） ・商船訓練評議会（MNTB）の甲板部訓練記録簿
第5段階	28週間	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学位ユニット（各20単位）：高度な安定性と造船、海事法と管理。海事運用の基礎学位の授与。 ・STCW条約関係短期コース：上級消火、効率的甲板業務、応急医療、GMDSS無線通信、航海補助装置および機器シミュレーター（運用レベル）、救命艇及び救命いかだ、人的要素リーダーシップおよび管理（運用レベル） ・海事沿岸警備庁による口述試験の準備 ・海事沿岸警備庁による口述試験に合格すると、甲板部当直担当職員的能力証明書が授与され、実習生を修了。

【図：甲板部のキャリアパス】

